

処 分 基 準

平成27年6月1日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第51条の2の2
処 分 の 概 要	自動車使用者等からの報告徴収等（違法駐車に対する措置に係るもの）
原 権 者	警察署長
法 令 の 定 め	警察署長は、第51条の規定の施行のため必要があると認められるときは、同条第6項の規定により保管した車両の使用者等その他の関係者又は同条第22項において準用する同条第6項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者その他の関係者に対し、当該車両又は積載物に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
処 分 基 準	
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課駐車管理係（048-832-0110）
備 考	